

令和7年度の学校給食費について（御案内）

学校給食費について

1 学校給食費の改定と保護者負担額

本市の学校給食費は、食材費相当の金額として1食当たり小学校305円、中学校350円とします（食材価格高騰の影響により、令和7年4月分から小学校、中学校ともに10円値上げしました。）。

ただし、令和7年度については、国の臨時交付金を活用し、保護者負担額を1食あたり小学校245円、中学校285円に、引き続き据え置きます。

	小学校	中学校
学校給食費	305円	350円
令和7年度保護者負担額 (児童生徒分)	245円 (公費負担60円)	285円 (公費負担65円)

※ PTA等による給食試食会に保護者の方が参加された場合は、本来の学校給食費（小学校305円、中学校350円）を負担していただきます。

2 3人目以降の無償化

多子世帯の経済的な負担を軽減するため、春日井市立小中学校に同時に通う児童生徒が3人以上いる世帯に対し、年齢が高い順に数えて**3人目以降の学校給食費を無償化**します。

<3人目が無償化になる例>

3人とも春日井市立小中学校に通う場合
中学2年生 小学5年生 小学3年生



285円



245円



無償

学校給食費（1食当たり）

【留意事項】

- ・保護者からの申請手続きは必要ありません。
※ 毎月、本市で無償化の対象となる児童生徒を確認します。
 - ・次の児童生徒は無償化の対象となりません。
また、年齢が高い順の1人目、2人目として数える対象にもなりません。
- ① 春日井市立以外（県立、私立等）の小中学校に通う児童生徒
 - ② 海外在住等で、一時的に春日井市立小中学校に通う児童生徒（体験入学）

問い合わせ先 春日井市教育委員会 学校給食課
電話 0568-85-6341